



Q

年末調整は、どんな内容なのですか？教えてください。



A

私たちサラリーマンは毎月の給与から源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税を徴収されていますね。その徴収された税額の1年間の合計額は、私の給与の年間の給与総額で納めなければならない年税額と一致しないのが通常です。

そこで、このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算します。それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収または還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。



Q

なぜ一致しないのですか？



A

この一致しない理由は、その人によって異なりますが

- ①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られています。しかし、実際は年の中途で給与が増えたり、減ったりすることがあります。
- ②年の中途で子供が生まれるなど扶養親族が増えたりすることがあっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正されません
- ③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされています。

このような条件で税額の不一致となります。私たちサラリーマンは、現在の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、それ以外の所得が少額であると勤務先で年末調整により精算を済ませることとなります。



年末調整の対象になる人について教えてください。



年末調整は、勤務先の会社に給与所得者の扶養控除等申告書提出している人の全員について行います。その年末対象になる人は以下の人です。

次のいずれかに該当する人

- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年の中途中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年の中途中で退職した人のうち、次の人
 - ① 死亡により退職した人
 - ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年内に再就職ができないと見込まれる人
 - ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年内に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年内に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。）
- (4) 年の中途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人（非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。）



Q

私が扶養している母親の収入内訳は、パート収入70万円、遺族年金80万円です扶養親族の判定上、この遺族年金はどのように取り扱われるのでしょうか。教えてください。



A

扶養親族や控除対象配偶者などに該当するかどうかを判定する場合の所得金額には非課税とされる所得は含まれないことになっています。

遺族年金は非課税所得ですから所得に含めないで扶養親族の判定をすることになります。

あなたの母親の場合はパート収入の70万円だけを基に判定します。給与所得控除額55万円ですから控除後の所得金額は15万円となります。扶養親族に該当します。



Q

私は今年アルバイトで120万円の給与をもらいました。年末調整に当たって、会社に「私は大学生で、今年はこのアルバイト収入以外に収入がないため、『勤労学生控除』を受けることができるのではないか」と思いました。勤労学生控除とは、どのようなものなのでしょうか教えてください。



A

学生がアルバイトで得た所得金額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下の人は、「勤労学生控除」(控除額27万円)を受けられます。あなたはアルバイト収入金額が120万円ということですから、勤労学生控除を受けることができます。この場合には、勤労学生に該当する旨等を記載した扶養控除等申告書の提出が必要です。



Q

私の会社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与をもらいます。12月中の勤務実績に基づく給与は翌年の1月10日になります。このような場合、年末調整の対象となる給与総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。



A

この場合の年末調整は、給与規程により支給日が定められている収入の確定する日に支給を受けたのですから翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。



Q

私は、新型コロナウイルス感染症に罹患し休業しました。会社から休業手当を支給されました。この手当については、給与に含めて年末調整をする必要があるのでしょうか。



A

あなたは勤務先から通常支給される給料や賞与以外にも、労働基準法に規定されている各種の手当等の支給を受ける場合があります。このうち、例えば労働基準法第76条の規定に基づく「休業補償」（労働者が業務上の負傷等により休業した場合に支給されるもの）は所得税法の規定により非課税とされています。ご質問の「休業手当」については、そのような非課税規定はないため年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。

ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和2年法律第54号)の規定に基づいて、勤務先から休業手当を受け取っていない雇用保険法の被保険者に対して国から直接給付される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金については、同法第7条の規定により租税は課されませんので、年末調整の対象となる給与の総額に含まれません。



私は両親を控除対象扶養親族として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載しています。別居している両親を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか。



別居している両親であってもあなた本人の扶養控除の対象とすることは可能です。その場合、別居している両親に対して常に生活費等の送金が行われているなど、あなた本人と生計を一にしている必要があります。

扶養控除の計算を正しく行うため、銀行振込や現金書留により送金している振込票や書留の写しなどの残しておきます。



私は、生計を一にする親の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替により支払いました。年末調整で、その保険料を社会保険料控除の対象とすることができますか。



あなたが口座振替により支払った、生計を一にする親の負担すべき後期高齢者医療制度の保険料については、あなたは社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された保険料については、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。